

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
1	申請できるのはどのような人ですか。	申請できるのは、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する事業者です。 （１）長野市内にある次の指定介護サービス事業所等（以下、「対象事業所」と言います。）を設置する事業者（法人）であること 【対象事業所】 居宅介護支援事業所/小規模多機能型居宅介護事業所/認知症対応型共同生活介護事業所/特定施設入居者生活介護事業所/地域密着型特定施設入居者生活介護事業所/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所/看護小規模多機能型居宅介護事業所/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院 （２）従業員が受講する、介護支援専門員法定研修の受講料の全額を負担する事業者であること
2	法定研修の受講料を受講者本人が負担しています。受講者本人から申請できますか。	申請者は問１の回答欄のとおり事業者となりますので、個人での申請はできません。
3	受講料を受講者本人が負担しましたが、補助の対象となりますか。	本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を負担する事業者に対する補助制度ですので、補助の対象になりません。 なお、受講者本人が受講料を支払った後、事業者が手当等で全額補てんする場合は、補助の対象になります。ただし、この場合にも受講料を支払う前に申請が必要です。
4	補助の要件はありますか。	この補助金を利用し、法定研修を受講した介護支援専門員は、研修修了後１年以上は介護支援専門員として市内の対象事業所に勤務し、ケアプラン作成業務に従事することが要件になります。（以下、「補助要件」と言います。）

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
5	次の人の受講料は、補助の対象となりますか。 (1) 介護支援専門員と他の業務を兼務している従業員 (2) 事業所の管理者 (3) 法人の代表者	補助要件を満たす方であれば、(1) から (3) の全ての方が補助の対象となります。(問4 参照)
6	現在、ケアマネジメント業務に従事していませんが、資格更新のため法定研修を受講します。補助の対象になりますか。	法定研修受講前にケアマネジメント業務に従事していない方でも、研修終了後に補助要件を満たす方であれば、補助の対象となります。(問4 参照)
7	事業者が前年度に負担をした受講料は、補助の対象になりますか。	補助の対象となるのは、補助金交付の申請をした年度に受講し、修了した法定研修の受講料のうち、事業者が全額負担をした受講料のみです。 よって、前年度の受講分については補助の対象となりません。
8	同一人が2つの法定研修を受講します。どちらの受講料も補助対象になりますか。	補助要件を満たす方であれば、2つの研修受講料とも補助の対象となります。(問4 参照) 補助額は、1つの研修につき受講料の半額以内の額(上限25,000円)です。
9	交付申請をしましたが、研修を修了しなかった従業員がいます。このような場合、補助を受けられますか。	補助の対象となる受講料は、法定研修を修了した方の受講料となります。よって、補助の対象にはなりません。 申請はしたけれど、法定研修を修了できなかった方がいる場合には、変更の届け出が必要になりますので、地域包括ケア推進課へご相談ください。

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
10	交付申請と実績報告を同時に行えますか。	交付申請は、受講料を支払う前に行っていただきます。受講を予定している法定研修のうち、最初の受講料を支払う前に必ず申請を行ってください。 また、実績報告関係書類は、申請をした法定研修のうち、最後の研修が修了しましたらお早めにご提出ください。（実績報告関係書類の最終締め切りは3月31日です。）
11	介護支援専門員実務研修は、受講試験に合格しないと受講できず受講者が未確定なため、他の法定研修受講料と一緒に申請できません。分けて申請しても良いですか。	介護支援専門員実務研修を除いた法定研修と、介護支援専門員実務研修と分けて申請することができます。実務研修にかかる受講料については、受講者が決定し、受講料を支払う前に新たに交付申請をしてください。
12	従業員が受講する法定研修受講料を、事業者が全額負担したことを証明する書類とはどのようなものを指しますか。具体例を教えてください。	次の（１）または（２）いずれかの書類をご準備ください。 （１）事業者が研修実施団体へ直接支払う場合 ・事業者宛ての領収書の写し （２）受講者本人が研修実施団体へ支払う場合（従業員が立替えた場合） ・受講者本人宛ての領収書の写しと、事業者が受講料全額を負担したことが証明できる書類（例：給与明細書、支払証明書等） ※支払証明書の様式は、長野市ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
13	事業者が受講料の全額ではなく、一部のみ負担する場合は、補助の対象になりますか。	この事業は、介護支援専門員の経済的な負担を軽減することで人材の確保及び定着を目的としています。そのため、事業者が法定研修受講料を全額負担した場合のみ補助対象としています。よって、事業者が受講料を全額負担していない場合は、補助の対象になりません。
14	補助金はいつ支払われますか。	申請をした全ての研修が修了したら、実績報告に関する書類を市へ提出いただきます。報告内容を審査し、その1～2カ月後に事業者の口座へ振込みます。
15	介護支援専門員資格の登録地が長野県以外ですが、市内の対象事業所で勤務している従業員の受講料は、補助の対象になりますか。	登録地が長野県以外の介護支援専門員の方でも、補助要件を満たす方であれば、補助の対象となります。（問4 参照） なお、その従業員の居住地も問いません。
16	介護支援専門員資格の登録地は長野県ですが、市外の事業所に勤務している従業員の受講料は、補助の対象になりますか。	市外の事業所に勤務をする方の分は補助の対象になりません。 ただし、研修修了後に市内の対象事業所に勤務し、補助要件を満たすようであれば補助の対象になります。（問4 参照）
17	長野県以外の都道府県が実施している法定研修を受講した場合は、補助の対象になりますか。	長野県以外の都道府県が実施している法定研修であっても、補助要件を満たしていれば補助の対象となります。（問4 参照）